

3月4日(土) 開催 甲佐町人権教育講演会



昨年度開催された甲佐町人権教育講演会

3月4日(土) 甲佐町人権教育講演会を開催します

甲佐町人権教育推進協議会(蔵田勇治会長)では、住民などにとり問題や人権問題に対する意識を持つことの大切さを伝えることを目的とした「平成28年度甲佐町人権教育講演会」を開催します。

● **差別のない明るい社会を目指して**
すべての住民が心豊かに暮らすためには、お互いの人権を尊重し合い差別のない明るい社会を目指すことが重要です。

そのためには、特に同和問題を人権問題の柱としてとらえ、その完全解決を目指すとともに差別意識の解消に向けた取り組みを充実させる必要があります。

講演会に参加してお互いの交流を深めるとともに、人権問題を自らの問題としてとらえ、正しい認識と理解を深めてその問題の解決に向けて考えてみませんか。多くの皆様のご来場をお待ちしています。

● 開催日時

3月4日(土) 午前10時～

※受付は、午前9時30分～

● 会場

町生涯学習センター・ホール

● 講演会

・講師

吉田道雄さん(熊本大学名誉教授)

・授・熊本大学シニア教授

・演題

「みんなで創る明るい社会

～あなたも私も、みんな大事～」

● 共催

町、町教育委員会

▼ お問い合わせ先

甲佐町人権教育推進協議会

(町社会教育課内)

TEL 096・234・2447

(内線324)

甲佐町人権教育推進協議会(町社会教育課内) TEL 096-234-2447(内線324)

● 国民健康保険に加入している方は、所得の申告が必要です

国民健康保険は、所得によって国民健康保険の税額や医療費の限度額などが計算されます。

前年中(1月～12月)の収入が何もない方、障害年金や遺族年金のみを受給されている方なども、必ず申告をお願いします。

● 申告をしないと、国保税の軽減が受けられません

国民健康保険には、所得の額によつて平等割と均等割が軽減される措置があります。

しかし、申告をしないと所得の額が分からないため、国民健康保険税の軽減措置が受けられませんのでご注意ください。

● 申告をしないと、医療費の限度額認定が受けられません

国民健康保険における医療費の限度額認定は所得の額に応じて行われます。

たとえ収入が何もなくとも申告をしないと正しい判定ができず、医療費の限度額認定の判定が上位所得者となります。

● 申告は申告期間内に

申告が遅くなると、国民健康保険税の軽減措置が受けられず高い税額を納めていたたり、後で所得が判明した時に国民健康保険税を追加で納めていただく場合もあります。また、急に高額な医療費を負担しなければならなくなった時に医療費の限度額認定が受けられません。

所得の申告は、必ず申告期間内にお済ませください。町の平成28年分所得の申告相談は、2月16日(木)から3月15日(水)まで受け付けます。申告については、町税務課までお問い合わせください。

▼ お問い合わせ先

町税務課

TEL 096・234・1112

(内線115)

国保加入者の皆さん 所得の申告を忘れずに



所得の申告は期間内に済ませましょう

町住民生活課 TEL 096-234-1113(内線106)

国民年金

国民年金の任意加入制度をご存知ですか



保険料の納め忘れにご注意ください

■国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間国民年金保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。保険料の納め忘れなどにより、納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、受け取り額を満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（昭和40年4月1日以前に

生まれた人に限ります）。

●海外に在住の場合も加入できます

海外に在住する日本国籍を持つ人も、国民年金に任意加入することができます。保険料の納付方法は、国内にいる親族などの協力者が本人の代わりに納める方法と、日本国内に開設している預金口座から引き落とす方法があります。

●任意加入の対象者

- ① 年金額を増やしたい方は、65歳までの間
- ② 受給資格期間を満たしていない方は、70歳までの間
- ③ 外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人

●任意加入の申し出方法について

年金手帳または基礎年金番号が分かるもの、認印、通帳、金融機関届出印を持参の上、町住民生活課または熊本東年金事務所にお申し出ください。

▼お問い合わせ先

- 町住民生活課
- ☎096・234・1113
- （内線104）
- 熊本東年金事務所
- ☎096・367・2503

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線104)

男女共同参画

■平成29年男女共同参画週間 キャッチフレーズを募集

内閣府男女共同参画局では、平成29年男女共同参画週間（6月23日～29日）の趣旨を広く浸透させるためのキャッチフレーズを募集しています。

平成29年は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の完全施行から1年が経過します。この間、大企業や国・地方公共団体における事業主行動計画の策定率がほぼ100%になるなど、女性の活躍推進に向けた取り組みは大きく前進しました。

雇用形態や就業形態に関わらず、すでに働いている人、これから働こうとしているすべての人が

男女共同参画週間のキャッチフレーズを募集



平成27・28年の男女共同参画週間ポスター

自らの意思により各々の夢と希望を実現するため、一層その個性と能力を十分に発揮して働ける職場を作るためのキャッチフレーズを募集しています。

このキャッチフレーズは、平成29年度「男女共同参画週間」のポスターをはじめ、さまざまな場面で広報・啓発活動に使用されます。

●応募資格

どなたでも応募できます。ただし、応募作品は未発表の自作のものに限られます。

●募集テーマ

女性も男性も、自らの意思により個性と能力を発揮して活躍できる職場を作るためのキャッチフレーズ

●応募期限

2月28日（火）

●応募方法

内閣府男女共同参画局サイトのキャッチフレーズ募集ページの応募フォームに、必要事項を入力して応募ください。

何作品でも応募できますが、1回の応募につき1作品となります。

▼内閣府男女共同参画局サイト

URL <http://www.gender.go.jp/public/week/week.html>
※入賞者には、4月中旬に通知します。

町総務課 ☎096-234-1140(内線222)